

# 中央社会保障推進協議会規約

## 第一条(名称および構成)

この会は中央社会保障推進協議会(略称は社保協)と称し、会の趣旨に賛同する中央団体、都道府県社保協、個人有識者によって構成する。

## 第二条(事務局)

この会の事務局は東京都内に置く。

## 第三条(目的)

この会は、憲法 25 条の基本理念にもとづく社会保障制度の確立と改善・拡充にむけて、一致する要求に基づく諸活動と、全国的な規模の共同を推進することを目的とする。

## 第四条(運動ならびに事業)

この会は、前条の目的を達成するために、次の運動ならびに事業を行う。

1. 社会保障の現状、実態をひろく明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する。
2. そのため各参加団体と提携を深め、全国的に統一した社会保障運動を推進する。
3. 日本の社会保障制度の調査研究。
4. 教育・啓蒙活動を推進するための機関誌、情報の発行、討論集会の開催。
5. その他必要な事業ならびに運動。

## 第五条(運営および機関)

1. この会は、参加団体を主体とする共闘組織として、一致点での共同を基本原則として運営する。円滑な運営をはかるために、この会に次の機関を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 運営委員会
  - (3) 代表委員会
2. 総会はこの会の最高決定機関で、参加団体各 1 名以上の代表と代表委員、事務局長、事務局次長で構成し、年 1 回定期的に開催する。
3. 運営委員会は総会につぐ決定機関で、運営委員と代表委員、事務局長、事務局次長で構成し、年 6 回以上開催する。
4. 代表委員会はこの会の執行機関で、代表委員と事務局長、事務局次長とで構成し、総会および運営委員会から付託された事項を処理・執行する。
5. 各級機関の開催は、必要の都度代表委員会が招集する。ただしそれぞれの構成員の 3 分の 1 以上の要請があれば開かなければならない。
6. 地方・地域の要求や運動を運営に反映させるために、代表委員会は、必要に応じ、都道府県社保協の代表者会議を開くことができる。また参加団体は必要に応じ、ゆるやかな広域的連絡・交流を行うことができる。

## 第六条(委員)

1. この会に次の委員を置く。
  - (1) 代表委員 若干名

- (2) 事務局長 1名
- (3) 事務局次長 若干名
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 監査委員 2名

- 2. 代表委員は共同してこの会を代表し、事務局長、事務局次長とともに会務を執行する。運営委員は会務を評議し、監査委員は会の運営・会計を監査する。
- 3. 委員は総会で、原則として参加団体を代表するものの中から選出する。ただし運営委員および監査委員は個人有識者の中から選出することができる。
- 4. 運営委員の承認をえて、個人有識者の中から若干名の専門委員を選出することができる。専門委員は、代表委員会の要請に応え、社保協運動への助言、援助を行う。
- 5. 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 6. この会は顧問を置くことができる。顧問は運営委員会の推薦により総会で決める。任期は委員の任期に準じる。

#### 第七条(財政)

この会の財政は、会費および補助金、寄付金その他でまかなう。

- 1. 会費は月額一口千円とし、中央団体は三口以上、都道府県社保協は二口以上、個人有識者は半口以上を基準に個別に決定する。
- 2. この会の会計年度は、毎年4月～3月とし、予算・決算は総会で報告・確認する。

#### 第八条(会員の責任と資格)

この会への参加・脱退は代表委員会が執行し総会で承認を求めるものとし、個人有識者の参加は参加団体または代表委員会の推薦による。会員は会費を納入する責任を負うと同時に、総会をはじめ各種会議に出席し、機関誌・パンフなどの配布を受け、その編集執筆に関与し、役員・委員に選出されるなどの資格を持つ。

#### 第九条(付則)

- 1. この規約は総会の議を経なければ変更できない。
- 2. この規約は1959年(昭和34年)10月1日から実施する。
  - 1996年(平成8年)12月9日一部改定
  - 1998年(平成10年)11月27日一部改定
  - 1999年(平成11年)11月26日一部改定
  - 2002年(平成14年)6月23日一部改定